

# 介護給付費算定に関する体制等の届出の算定期期

介護給付費の算定のために、指定権者への届出が必要となります。

届出に係る加算等（単位数が増えるものに限る）の算定期期は以下のとおりです。

なお、加算が算定できなくなった場合（算定要件を満たさなくなった場合等）については、速やかに指定権者に届け出なければなりません。

## 届出日と加算等算定開始の関係

- **認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、居宅介護支援**
  - ◆ 届出が**月の15日以前**になされたもの  
⇒ その翌月から算定開始
  - ◆ 届出が**月の16日以降**になされたもの  
⇒ その翌々月から算定開始
- **認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**
  - ◆ 届出が**受理された日が属する月の翌月**から算定開始  
(届出が受理された日が**月の初日**である場合は**当該月**から算定を開始)  
※支給限度基準額が適用されないサービスのため